令和６年３月28日

申請期間の末日が「行政機関の休日」に当たる場合の申請期限の取扱い

＜四国地域行政改善推進会議の意見を踏まえたあっせんの概要＞

行政相談要旨

中小企業経営強化税制（設備取得費用の即時償却又は税額控除が受けられる租税特別措置）の適用を受けるため、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営力向上計画の認定申請書を認定機関に申請期限前の金曜日に郵送したが、申請期間の末日（設備取得日から60日目）が休日（日曜）に当たり、翌開庁日（月曜）に届いたため、申請が受理されなかった。

ポイント

＜申請等の期限が休日に当たる場合の特例に関する法令等＞

○　行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。以下「休日法」という。）第２条では、国の行政庁に対する申請等の期限で、法令で規定する期間をもって定めるものが行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみなすと規定

○　民法（明治29年法律第89号）第142条では、期間の末日が休日に当たるときは、その日に取引しない慣習がある場合に限り、期間はその翌日に満了すると規定

○　「土曜閉庁日　趣旨と運用方針」（昭和63年　総務庁編）では、上記休日法の対象とならない期限は民法の類推適用の可能性がある旨が示されている。

○　経営力向上計画の申請期限等については、中小企業庁が発出した事務連絡で示されているが、期限が休日の場合の取扱いは統一的な解釈が存在しない。

＜調査結果＞

○　四国行政評価支局が、四国地域の中小企業者等の経営力向上計画の認定事務を行う国の行政機関８機関（本省庁を除く。）（※）に、経営力向上計画の申請において、申請期間の末日（設備取得日から60日目）が「行政機関の休日」に当たる場合の申請期限の取扱いを調査したところ、認定機関によって異なる状況

①　翌開庁日を期限として扱う・・・・・６機関

②　翌開庁日を期限として扱わない・・・２機関

（※）四国総合通信局、高松国税局、四国厚生支局、中国四国農政局、四国経済産業局、四国地方整備局、四国運輸局、中国四国地方環境事務所

＜四国地域行政改善推進会議の意見＞

○　申請期間の末日が「行政機関の休日」に当たる場合、翌開庁日まで期限の繰延べをしなければ、申請期間が確保されず、実質的に期限を繰り上げる取扱いとなり、申請者に不利益が生ずる上、同一の手続にもかかわらず、認定機関により期限の取扱いが異なる状況は不合理

○　申請期間の末日が「行政機関の休日」に当たる場合、休日法第２条の規定の趣旨及び民法第142条の規定を踏まえ、翌開庁日を申請の期限とすることが適当

○　経営力向上計画の申請窓口となる全ての認定機関において同様の事例が発生する可能性が高いため、制度を所管する中小企業庁は、翌開庁日を期限とみなす旨を明示し、より広く周知することが必要

＜あっせん＞

総務省行政評価局は、中小企業庁に対し、申請期間の確保を図るため以下をあっせん

①　経営力向上計画の認定を行う行政機関に対して、「設備取得日から60日目」が「行政機関の休日」に当たる場合は、翌開庁日を期限とみなす旨を明示すること

②　上記の旨を申請者に広く周知すること

〔参考〕

四国地域行政改善推進会議とは、行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政の改善を効果的に推進する会議です（令和６年２月１日に四国地域行政苦情救済推進会議から名称変更）。

＜四国地域行政改善推進会議構成員＞
座長 三野 靖（香川大学法学部教授）
委員 柏原 良教（四国経済連合会常務理事）
委員 兼間 道子（日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長）
委員 上岡 等（香川行政相談委員協議会会長）
委員 木下 亨（四国新聞社編集局多メディア担当部長 兼 論説委員）
委員 橋田 行子（高松市消費者団体連絡協議会会長）
（敬称略、座長以外 50 音順）

【連絡先】
総務省四国行政評価支局
首席行政相談官室（担当：松本、秋山、藤田）
電話：087-826-0675
E-mail：skk32@soumu.go.jp

詳細版

1　本件の端緒となった行政相談の要旨

中小企業経営強化税制（設備取得費用の即時償却又は税額控除が受けられる租税特別措置）の適用を受けるため、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づく経営力向上計画の認定申請書を認定機関に申請期限前の金曜日に郵送したが、申請期間の末日（設備取得日から 60 日目）が休日（日曜）に当たり、翌開庁日（月曜）に届いたため、申請が受理されなかった。

2　制度概要

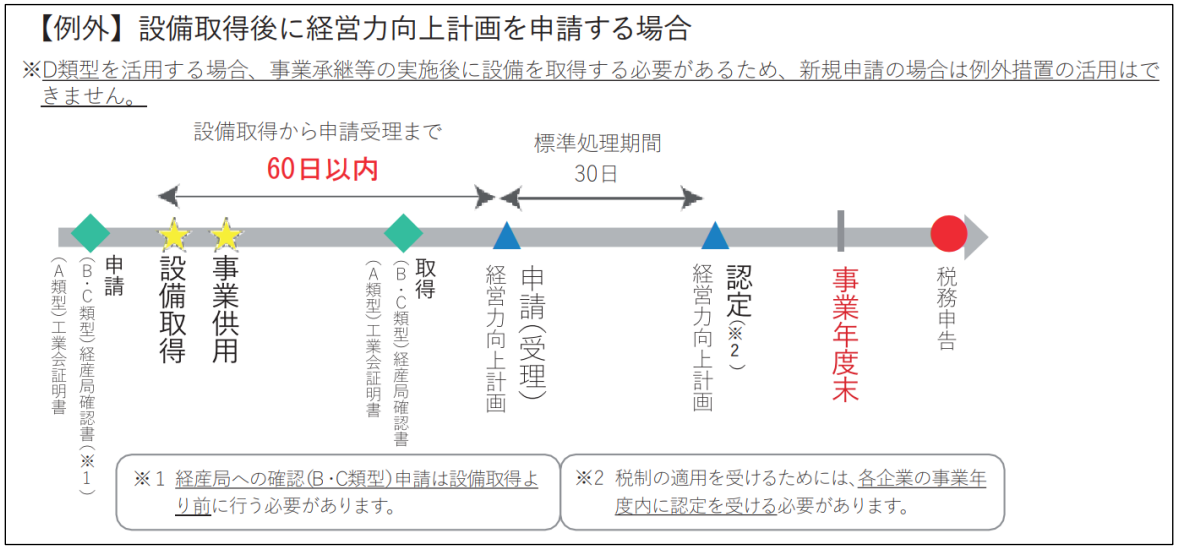
(1)　中小企業経営強化税制

中小企業者等（注）は、本制度において、中小企業等経営強化法により、各事業分野の主務大臣（権限を委任している場合は地方支分部局長。以下同じ。）から認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の 10%の税額控除（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）を選択適用できるとされている（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の 5 の 3（所得税）、第 42 条の 12 の 4（法人税））。

（注）中小企業者等とは、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人、常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人、協同組合等をいう。ただし、中小企業等経営強化法第 2 条第 6 項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限る。

本制度の適用を受けるためには、設備取得前に主務大臣から経営力向上計画の認定を受けることが原則とされている。一方、設備取得後であっても例外として、設備取得日から 60 日以内に同計画が受理されれば適用することが可能とされている（ただし、原則と同様に経営力向上計画の認定を受ける必要がある。）。

図表　設備取得後に経営力向上計画を申請する場合の流れ



（注）「中小企業税制＜令和 5 年度版＞」（中小企業庁）による。

当該取扱いは、中小企業庁が発出した事務連絡により認定事務を行う各府省に対して示されており、認定申請を行う中小企業者等に対しては、同庁作成の手引等により周知されている。

一方、申請期間の末日となる「設備取得日から 60 日目」が「行政機関の休日」に当たる場合における申請受理の取扱いについて、従うべき統一的解釈が存在していない。

(2) 申請等の期限が休日に当たる場合の特例に関する法令

ア 行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 2 条

申請や届出等の期限が休日に当たる場合の取扱いについては、行政機関の休日に関する法律（以下「休日法」という。）第 2 条において、「国の行政庁（略）に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。」とされており、期限の末日が行政機関の休日（注）に当たる場合には、原則として、その期限を当該休日の翌日に繰り延べることとされている。

（注）行政機関の休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日である（休日法第 1 条）。

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 142 条

民法第 142 条では、「期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（略）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。」とされている。

「土曜閉庁 趣旨と運用方針」（昭和 63 年発行、総務庁人事局土曜閉庁研究会編）によると、「休日法制定以前には、各法律に期限の定めのある国の行政庁に対する申請、届出等については、特に当該法律に期限の特例に関する規定がある場合を除き、一般通則としての民法第 142 条の類推適用により、その期限の日が日曜日、祝日法の休日及び一般の休日として判例で認められている 1 月 2 日、3 日に当たる場合は、その休日の翌日をもって期限とする取扱いが一般的になされていた。」とされている。

ウ 休日法第 2 条及び民法第 142 条の関係

前述の「土曜閉庁 趣旨と運用方針」によると、休日法第 2 条と民法第 142 条との関係について、ⅰ）民法第 142 条が規定される民法総則編の期間に関する規定は、期間の計算に関する一般通則的な規定であり、公法関係においても類推適用され、ⅱ）休日法第 2 条の対象とならない期限の繰延べの有無は、各法律の運用の場面において、規定の趣旨に即し、土曜閉庁日等における事務の取扱いの態様、従前の日曜日に係る取扱い等を考慮して解釈されるべきとされている。

3 調査結果

四国地域の中小企業者等の経営力向上計画の認定事務を行う国の行政機関（以下「認定機関」という。）8 機関（本省庁を除く。）（注）に対し、経営力向上計画の受理における取扱状況等を調査した結果は、以下のとおりである。

（注） 調査対象とした認定機関 8 機関（中小企業庁作成の「経営力向上計画 事業分野と提出先」による。）
四国総合通信局、高松国税局、四国厚生支局、中国四国農政局、四国経済産業局、
四国地方整備局、四国運輸局、中国四国地方環境事務所

(1) 中小企業経営強化税制に係る経営力向上計画の申請実績等

調査対象とした認定機関 8 機関における令和 4 年度の中小企業経営強化税制の適用に係る経営力向上計画の申請件数（注）は 1,390 件で、このうち、設備取得後の申請件数は 822 件（59.1％）となっており、半数以上が例外である設備取得後の申請となっている。

（注）中国四国農政局及び中国四国地方環境事務所は、四国地域に係る申請件数を対象に調査

また、調査対象とした認定機関 8 機関に対して、「設備取得日から 60 日目」が「行政機関の休日」に当たったため翌開庁日に到達した経営力向上計画の申請書を受理しなかった事例や、翌開庁日に到達した同申請書を受理した事例の有無を確認したが、本件行政相談事案の端緒となった案件のほかに、該当する事例はみられなかった。

(2) 調査対象とした認定機関 8 機関における取扱い

当局が、調査対象とした認定機関 8 機関に対し、申請期間の末日となる「設備取得日から 60 日目」が「行政機関の休日」に当たり、翌開庁日に経営力向上計画の申請書が到達した場合の受理の取扱いについて調査したところ、以下のとおり、翌開庁日を期限として扱うとする認定機関がみられる一方、翌開庁日への期限の繰延べをしないとする認定機関もみられ、認定機関により取扱いが異なる状況がみられた。

① 翌開庁日を期限として扱う・・・・・6 機関
② 翌開庁日を期限として扱わない・・・2 機関

調査対象とした認定機関 8 機関のうち、翌開庁日を期限とするとしている 6 機関は、その理由について「休日法第 2 条の規定に準拠するため」としている。

一方、翌開庁日を期限として取り扱わないこととしている 2 機関は、従うべき統一的解釈が無いことから、申請書が 60 日以内に到達していない以上、受理できないとしている。

こうした状況から、今回、調査対象とした認定機関 8 機関のうち、複数の機関から、「申請期間の末日」が「行政機関の休日」に当たる場合の期限の取扱いについて、「中小企業庁において取扱いの考え方を明示してほしい。」とする意見があった。

4 四国地域行政改善推進会議の意見

中小企業経営強化税制の適用に係る経営力向上計画の申請受理に際して、申請期間の末日となる「設備取得日から 60 日目」が「行政機関の休日」に当たる場合の期限の取扱いについて、認定機関により取扱いが区々となっている状況がみられるが、申請者の立場に立つと、申請期間の末日が「行政機関の休日」に当たる場合、翌開庁日まで期限の繰延べをしなければ、申請期間が確保されず、実質的に期限を繰り上げる取扱いとなり、申請者に不利益が生ずる上、同一の手続にもかかわらず、認定機関により期限の取扱いが異なる状況は不合理であることから、認定機関は、休日法第 2 条の規定の趣旨及び民法第 142 条の規定を踏まえ、翌開庁日を期限とみなすことが適当である。

また、今回、四国行政評価支局による調査において、「設備取得日から 60 日目」が「行政機関の休日」に当たり翌開庁日に経営力向上計画の申請書が到達する事例は、端緒となった相談案件のほかには確認できなかったが、例外の取扱いであるものの、設備取得後の認定申請が申請全体の半数以上を占めている実態や、オンライン申請が整備されているものの、普通扱いとする郵便物等の送達日数の繰下げなど昨今の社会情勢を考慮すると、全ての認定機関において、同様の事例が今後も発生する可能性が高い。

したがって、制度を所管する中小企業庁は、経営力向上計画の認定を行う行政機関に対して、「設備取得日から 60 日目」が「行政機関の休日」に当たる場合は、翌開庁日を期限とみなす旨を明示するとともに、中小企業者等の申請者に対し、より広く周知する必要がある（認定を行う行政機関向けの事務連絡、申請者向けのパンフレット、手引書等）。